

群馬県交通安全条例の一部改正について（素案）

県土整備部道路管理課交通安全対策室

1 改正の趣旨

県では、群馬県交通安全条例（以下「条例」という。）において、「交通安全県・群馬」の確立を目指し、交通事故防止対策を推進しています。現在は条例により、自転車損害賠償保険（以下「自転車保険」という。）は加入が努力義務とされていますが、近年の自転車事故による高額賠償事案に鑑み、被害者救済を図るため、自転車保険の加入を義務化するとともに、自転車乗用中における交通事故の被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの着用を努力義務化することを検討しています。

2 改正の概要

- (1) 自転車を利用する者等に対して、自転車保険の加入を義務とします（罰則なし）。
- (2) 自転車を利用する者等に対して、自転車用ヘルメットの着用について努力義務とします。

区 分	現 行	改 正 後
自転車保険加入	努力義務 ・利用者	義務 ・利用者（未成年者を除く。） ・保護者 ・事業者 ・自転車貸付事業者
ヘルメット着用	規定なし	努力義務

3 改正素案

別添「群馬県交通安全条例の一部改正新旧対照表」を御覧ください。

4 今後の予定

- (1) 公布
令和2年10月20日（火）（予定）
- (2) 施行
令和3年4月1日（木）（予定）